

(平成25年3月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から平成元年 3 月まで

昭和 54 年 10 月*日の婚姻後の 55 年 4 月頃、当該年度の夫家族の国民年金保険料の支払いの際、私の納付書だけが届いておらず、これまで国民年金に加入していないことを義母に指摘されたことを契機に、55 年 4 月以降に夫が家族全員の保険料と一緒に納付してくれていた。

また、口座振替開始以降は、夫の同じ口座から私と夫の国民年金保険料を口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿における国民年金手帳記号番号払出日（平成元年 8 月 25 日）及び市町村の国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の電算処理年月（平成元年 8 月）から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は、平成元年 8 月頃に行われたものと考えられ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 53 年 12 月から 62 年 6 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対して払い出された別の国民年金手帳記号番号は見当たらない。

また、オンライン記録を見ると、平成元年 8 月 28 日に過年度納付書が作成されていることが確認でき、過去の未納とされている期間のうち、当該時点における時効期限到達前期間である昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料に係る過年度納付書が作成されたものと考えられるところ、申立人から提出のあった昭和 63 年分給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）に記載のある社会保険料等の金額（9 万 1,500 円）は、同年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料額と一致するが、社会保険料控

除の適用について、A税務署では、平成18年分の申告までは国民年金保険料の金額を証する書類の提出が義務付けられていなかったとしており、申立人の夫も「税務処理は会計事務所に委託していたが、国民年金保険料の領収書を提出していたか否かは定かではない。当時は申告だけでよかったと思う。」と述べている上、前述のとおり、平成元年8月25日以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないため、申立人は、昭和63年に保険料を納付することはできなかったと考えられることを踏まえ、当該源泉徴収票のみをもって、62年7月から平成元年3月までの保険料が納付されたものと推認することはできない。

さらに、申立人は、「口座振替開始以降は、夫の同じ口座から私と夫の国民年金保険料を口座振替により納付していた。」と述べているが、被保険者名簿及びオンライン記録を見ると、申立人の夫の口座振替開始日は、昭和57年5月であるが、申立人については、平成元年12月となっている上、申立期間直後である平成元年度の国民年金保険料納付状況を見ると、申立人の同年4月から同年10月までの保険料は、同年11月30日に納付書により一括納付されているほか、同年12月から2年2月までの期間以外の保険料納付日は、申立人の夫の納付日と異なっていることが確認できることから、同じ時期に同じ口座で口座振替を開始したとする主張とは相違する。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続に関する記憶は無く、申立人の夫及びその家族からも有力な証言を得ることができず、申立人の国民年金加入状況は不明である上、申立期間は124か月と長期間に及んでおり、市町村又は社会保険事務所（当時）において、これだけの期間にわたり誤った事務処理が続くとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社を退社し、一日も休むことなくB社に再就職したが、厚生年金保険の加入記録を見ると、申立期間が未加入となっているので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社を退社し、一日も休むことなくB社に再就職した。」と主張しているところ、B社の同僚は、「昭和 35 年 7 月半ばに他社を退社した後B社に入社したが、その時、申立人は既に勤務していた。」と供述していることから、勤務開始日は特定できないものの、申立人は、申立期間の頃に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人がA社から一緒にB社に再就職したと記憶する同僚について、オンライン記録を見ると、申立人同様、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 35 年 7 月 1 日、B社における資格取得日は同年 8 月 1 日であることが確認できる。

また、C社（A社の前身）において、昭和 35 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、B社で資格取得している者が 3 人確認できるが、いずれも同社における資格取得日は同年 2 月 1 日であり、このうちの 2 人は、「昭和 34 年 12 月末日に自分を含む同僚 3 人でC社を退社し、翌年の正月明けから一緒にB社で勤務した。」と供述している上、その供述どおり、当該 3 人のうち雇用保険加入記録が確認できる 1 人のB社における雇用保険の被保険者資格取得日は同年 1 月 4 日となっていることが確認できるところ、同社の経理部長は、「詳細は不明であるが、申立期間を含む昭和 35 年頃は、月の途中で入社した者については、まとめて翌月初日に厚生年金保険に加入さ

せる取扱いをしていたかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 2 日から 63 年 4 月 30 日まで
② 平成 6 年 11 月 10 日から 7 年 3 月 1 日まで
③ 平成 11 年 12 月 15 日から 12 年 2 月 28 日まで

私がA社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③が厚生年金保険に未加入期間とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、厚生年金保険加入期間として認めてほしい旨主張しているものの、「私は、A社の事業主であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と保険料控除をしていなかったことを自身で認める供述をしている上、A社の商業登記簿謄本及びオンライン記録を見ると、その供述どおり、同社は、申立人を取締役として昭和 62 年 10 月 2 日に設立されているが、厚生年金保険の新規適用年月日は、会社設立から約 7 か月後の 63 年 5 月 1 日であり、申立期間①当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、B社からの回答及び申立人に係る雇用保険の加入記録等から、勤務開始時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「B社では営業職として勤務しており、申立期間②は見習期間だった。」と供述しているところ、B社は、「申立人は、営業職として勤務していたが、当時、営業職には見習期間が有り、当該期間については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、申立期間②当時に事務全般（経理を含む。）を担当していたとする同僚も同様の供述をしている。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の資料は無く、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、C社からの回答等から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人は、「C社へは、募集を見て面接に行った。申立期間③は見習期間であった。」と供述しているところ、C社は、「申立期間③当時の資料は無く詳細は不明であるが、募集を見て来た人や経験が無い人などについては、3か月ぐらいの見習期間を設け、当該期間は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、C社は、「当時、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させていたと思う。」と回答しているところ、雇用保険加入記録を見ると、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得日は平成12年3月1日とされており、その回答どおり、オンライン記録により確認できる申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。